

第三者機関の在り方について (検討のポイント)

平成22年12月22日

宍戸常寿

第三者機関が設立された背景

- 平成19年11月 インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会 設置
- 平成19年12月 携帯電話事業者等への総務大臣要請
→フィルタリングサービスの導入促進を要請
- 平成20年4月 インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会
中間取りまとめ(以下「中間取りまとめ」)公表
→フィルタリングサービス向上のために、
コンテンツの評価を行う独立的な機関の必要性が認識された
- 平成20年4月 有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)の設立
- 平成20年4月 携帯電話事業者等への総務大臣要請(参考資料1)
→第三者機関により認定されたサイトが、ブラックリスト方式のフィルタリングサービスにおいて
反映されるよう要請
- 平成20年4月 有限責任中間法人インターネット・コンテンツ審査監視機構(I-ROI)の設立
- 平成20年6月 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律成立
(平成21年4月施行)
- 平成21年1月 インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会
最終取りまとめ(以下「最終取りまとめ」)公表

* 第三者機関は民間の取組として推進されてきたものであり、法に規定のない機関であることに留意

第三者機関に期待される役割等(中間取りまとめより抜粋)

コンテンツ事業者等が中心となり、独立した第三者的な立場の機関を設立し、その活動を積極的に支援することで、携帯電話事業者が担っているフィルタリングサービスの責任を分担し、その改善を行うべきである。

独立性の確保

- 第三者機関は、行政、コンテンツ事業者及び通信事業者からある程度独立していることが重要であり、それによって客観的で公平な立場からサイト等の評価を行うことが担保される。
- 特に、行政は「有害情報」の基準の策定や、個々のサイトに関する評価については立ち入らないことが原則であるため、この第三者機関に関与すべきではない。

* 法附帯決議参照(参考資料2)

透明性・公平性の確保

- 第三者機関が策定する基準は客観的かつ公正なものでなければならない。したがって、基準を最終的に策定する段階には利害関係者が関わってはならず、策定の手続については透明性が確保されることが必要である。一方で、利害関係者でなければ基準作成に必要な実務等に関する情報を提供できないため、基準策定に当たって、利害関係者の知見を活用できる仕組みを構築すべきである。

実効性の確保

- 第三者機関が社会システムとしての役割を果たすようになるためには、コンテンツ事業者等が、第三者機関の審査・監査を受けるインセンティブが必要である。具体的には、第三者機関によって認定された場合、携帯電話のフィルタリングサービスによってアクセス制限されることなく青少年にも利用され得るよう、第三者機関の認定リストが、携帯電話のフィルタリングサービスに反映されることが必要である。
- 仮に、認定したサイトにおいて事故が発生した際、サイトの運営を行うコンテンツ事業者等が、基準を遵守していないことに起因している場合は、認定の取り消し及びその公表など迅速な対応が求められる。また、社会的変化に対応し、基準そのものについても適宜見直しを行うことが必要である。

継続性・安定性の確保

- 運営コストが過大とならないよう、既存の組織や人的資源を活用することも必要である。

その他

- 第三者機関は、策定した基準について広く周知し、認定サイトがどのような意味で、「有害ではない」のか、また、「リスクはどのように存在するのか」について利用者に分かりやすく示すべきである。そのためには、利用者からの相談や問い合わせに応じる窓口を設けることなども必要になる。
- フィルタリング以外の様々な施策を多面的に展開することで、第三者機関としての社会的信用を得る努力を続けることが求められる。
- 第三者機関は、一つに限られるものではなく、インターネット上のコンテンツの多様性を踏まえ、むしろ複数の第三者機関が基準を提示することにより、様々な価値観を併存させることで、利用者の選択肢を増やすことにつながることを望ましい。

現状の問題点と検討の方向性

【問題点1】 第三者機関が認定したサイトに起因した犯罪が発生しているとの報告がある

第三者機関が認定したサイトに起因して犯罪が発生しているとの報告がある。

→犯罪発生について分析した上で、第三者機関による認定が、犯罪抑止により資するような形にしていく必要があるのではないか。

【問題点2】 第三者機関の独立性に懸念があるとの指摘がある

第三者機関において事業者や行政からの独立性が確立されているかどうか不分明との指摘がある。

→現在の第三者機関のガバナンス(参考資料3)について分析した上で、第三者機関の独立性の向上及び独立性を確保するための情報開示をすすめていく工夫が必要ではないか。

【問題点3】 第三者機関の機能が認知されていないとの指摘がある

第三者機関の機能について知らないもしくは誤解している保護者が存在するとの指摘がある。

→第三者機関の存在、機能について認知度を高めていく努力が必要ではないか。

検討の方向性:これらの問題を解決していくにあたっては、中間取りまとめ及び附帯決議の趣旨に立ち返って検討を進めていくことが必要ではないか。

考えられる対応策

【問題点1に対する対応策】

第三者機関認定サイトに起因して犯罪が発生した原因を分析し、その結果を第三者機関による運用監視や第三者機関の認定基準に適切に反映するシステムを整備していくべきではないか。

→具体的には、第三者機関において、(1)認定サイトに関する情報を広く収集し、分析する体制を整備すること、(2)第三者機関が、その認定取消し制度、一時停止制度等を柔軟に運用すること、(3)第三者機関の認定基準を厳格化すること等の対応が考えられるのではないか。一方で、第三者機関運営のコスト、厳格な基準が事業者が強いる負担にも留意すべきではないか。

【問題点2に対する対応策】

第三者機関のガバナンスを整備していくべきではないか。

→具体的には、(1)第三者機関の活動に対して助言を行い、是正を求めるシステムを創設する等の対応が考えられるのではないか。特に、対応策1(1)として、第三者機関が事業者等から情報を収集する際には、事業者等が基準策定等に影響を及ぼすことのないよう、第三者機関内にファイアウォールを設ける等の体制を整備しておく必要があるのではないか。また(2)独立性を担保するためには、第三者機関が出来る限り情報開示を行い、透明性を高めることが必要ではないか。

【問題点3に対する対応策】

関係者と連携協力を進めていくべきではないか。

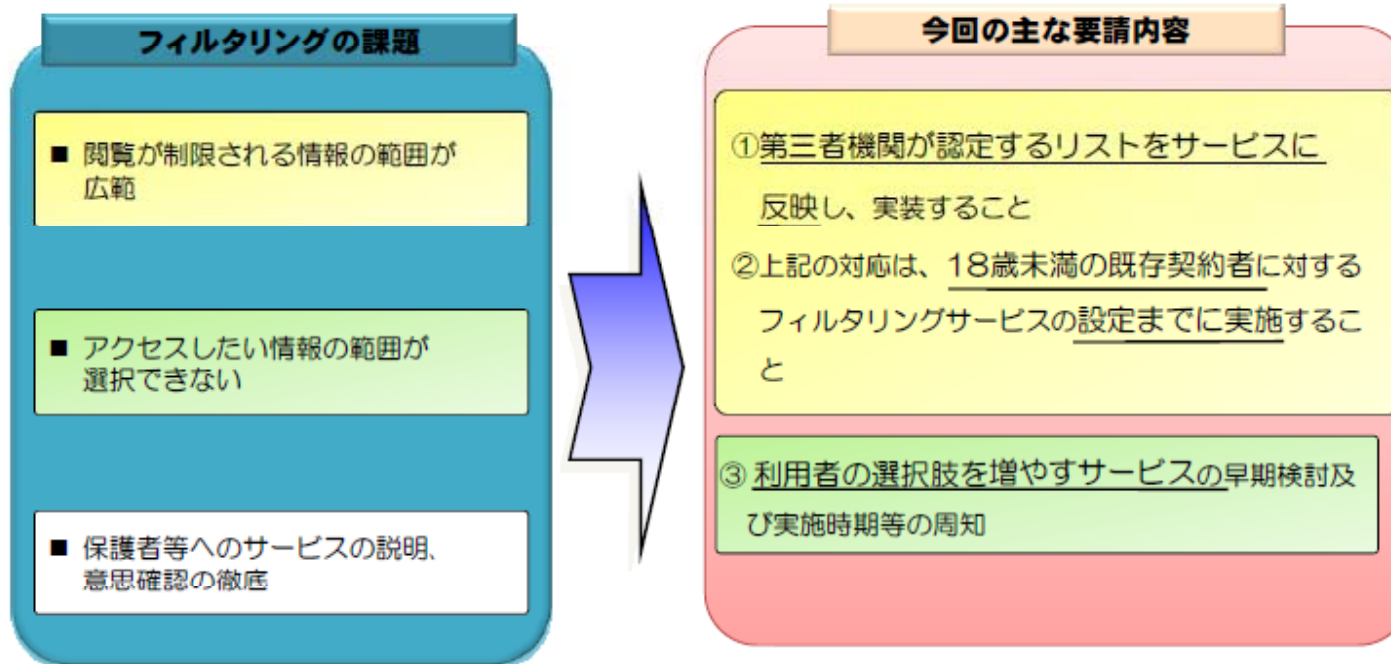
→具体的には、(1)第三者機関が事業者等と連携して第三者機関の存在、機能につき広報活動を行っていくこと、(2)携帯電話事業者等の販売窓口において、第三者機関の役割について保護者に説明を行っていくこと等の対応が考えられるのではないか。一方で、携帯電話事業者等に過大な負担とならないよう留意すべきではないか。

参考資料1：平成20年4月25日の総務大臣要請

最終取りまとめより抜粋

携帯電話事業者等に対するフィルタリング改善等の大臣要請(第3回:H20.4)

平成20年4月25日の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会中間取りまとめ」に示された方向性を踏まえ、より実効性あるフィルタリングサービスの導入促進を実現するため、携帯電話事業者等に以下の取組を要請。



参考資料2: 青少年インターネット環境整備法に対する附帯決議 (抜粋)(平成20年6月10日 参議院内閣委員会)

政府は、本法の制定に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

4. フィルタリングの基準設定の内容によっては、インターネット利用に際しての表現や通信の自由を制限するおそれがあることを十分に認識し、その開発等に当たっては、事業者及び事業者団体等の自主的な取組を尊重すること。また、事業者等が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に干渉することがないようにすること。

参考資料3

(第2回WG資料5より抜粋)

EMAの組織構成

